



金 沢 市 公 報

号外第13号

平成26年(2014年)6月24日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	○金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する 条例 (歩ける環境推進課) 9
● 条 例		○金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス 供給条例の一部を改正する条例 (企業総務課) 9
○職員の配偶者同行休業に関する条例 (職 員 課) 1		○金沢市火災予防条例の一部を改正する条例 (予 防 課) 10
○金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条 例 (税 務 課) 4		○金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関 する条例の一部を改正する条例 (消防総務課) 11
○金沢市における企業立地及び中小企業構造の 高度化の促進に関する条例の一部を改正する 条例 (企業立地課) 8		

条 例

職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

金 沢 市 長 山 野 之 義

◎金沢市条例第37号

職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）から第3項まで及び第6項から第8項までの規定並びに同条第11項において準用する法第26条の5第6項の規定に基づき、職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

第2条 任命権者は、職員が配偶者同行休業を申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

第3条 法第26条の6第1項の条例で定める期間は、3年を超えない範囲内の期間とする。
(配偶者同行休業の対象となる配偶者が外国に滞在する事由)

第4条 法第26条の6第1項の条例で定める事由は、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第7条において「配偶者外国滞在事由」という。）とする。

- (1) 外国での勤務
- (2) 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であって外国において行うも

の

(3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前2号に該当するものを除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、これらに準ずる事由として市長が定めるもの
（配偶者同行休業の承認の申請）

第5条 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者（法第26条の6第1項に規定する配偶者をいう。以下同じ。）が当該期間中外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

（配偶者同行休業の期間の延長）

第6条 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き続き配偶者同行休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 法第26条の6第3項の条例で定める特別の事情は、規則で定める特別の事情とする。

3 第2条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

（配偶者同行休業の承認の取消事由）

第7条 法第26条の6第6項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

(1) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなったこと。

(2) 配偶者同行休業をしている職員が、職員の服務等に関する条例（平成7年条例第4号）第14条に規定する特別休暇（規則で定めるものに限る。）を取得することとなったこと。

(3) 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業を承認することとなったこと。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事由
（届出）

第8条 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 配偶者が死亡した場合

(2) 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合

(3) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(4) 前条第1号又は第2号に掲げる事由に該当することとなった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事由に該当することとなった場合

（配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用）

第9条 任命権者は、第2条又は第6条第1項の規定による申請があった場合において、当該申請に係る期間（以下この項及び次項において「申請期間」という。）について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難で

あると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第2号に掲げる任用は、申請期間について1年を超えて行うことができない。

(1) 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任用を定めた採用

(2) 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第1項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第10条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を100分の50以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及び同日後における最初の職員の昇給を行う日として規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第11条 金沢市職員退職手当支給条例（昭和28年条例第41号）第5条の4第1項及び第6条第4項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第5条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての金沢市職員退職手当支給条例第6条第4項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数（法第55条の2第1項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数）」とあるのは、「その月数」とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日から施行する。

（企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

2 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和28年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第17条の4の次に次の1条を加える。

（配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与）

第17条の5 地方公務員法第26条の6第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けた職員には、同条第1項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

3 職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第10条第1号中「育児休業法」を「地方公務員法第26条の6第7項又は育児休業法」に改める。

第22条第2号中「（昭和25年法律第261号）」を削る。

（金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

4 金沢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

（4）職員の休業に関する状況

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第38号

金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

（金沢市税賦課徴収条例の一部改正）

第1条 金沢市税賦課徴収条例（昭和25年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人」に、「その事業が行われる場所で地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）第46条の4に規定する場所をもって」を「恒久的施設（法人税法第2条第12号の18に規定する恒久的施設をいう。）をもって、」に改め、同条第3項中「政令」を「地方税法施行令（昭和25年政令第245号。以下「政令」という。）」に改める。

第29条の2第5項中「第23条第1項第16号」を「第23条第1項第17号」に改める。

第30条の4中「100分の14.7」を「100分の12.1」に改める。

第35条の7第4項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加え、「第145条」を「第144条の8」に改める。

第37条第1項中「第74条第1項」の次に「又は第144条の6第1項」を加える。

第42条の4及び第42条の7中「第10号の7」を「第10号の9」に改める。

第68条第1号ア中「1,000円」を「2,000円」に改め、同号イ中「1,200円」を「2,000円」に改め、同号ウ中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号エ中「2,500円」を「3,700円」に改め、同条第2号ア中「2,400円」を「3,600円」に改め、同号イ中「3,100円」を「3,900円」に改め、同号ウ中「5,500円」を「6,900円」に、「7,200円」を「10,800円」に、「3,000円」を「3,800円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同条第3号ア中「1,600円」を「2,400円」に改め、同号イ中「4,700円」を「5,900円」に改め、同条第4号中「4,000円」を「6,000円」に改める。

第117条の18第1項第1号中「第24条第3項」を「第701条の46第1項」に改める。

附則第4条の3の2中「第40条第3項後段（同条第6項から第10項まで」の次に「及び第11項（同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「同条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第10項まで」を「同法第40条第3項に規定する公益法人等（同条第6項から第11項まで」に、「第40条第6項から第10項まで」を「第40条第6項から第11項まで」に改める。

附則第5条から第6条までを次のように改める。

第5条及び第6条 削除

附則第9条の2の見出し中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第1号等」に改め、同条を同条第4項とし、同項の前に次の3項を加える。

法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第9条の2に次の2項を加える。

5 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第9条の4第1項中「石川県公衆浴場基準条例（昭和45年石川県条例第16号）」を「金沢市公衆浴場法施行条例（平成24年条例第68号）」に改める。

附則第19条の3の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の税率の特例）

第19条の3の2 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第68条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第68条第2号イ	3,900円	4,600円
第68条第2号ウ	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第21条の2第1項中「第29条の2及び」を「第29条の2第1項及び第2項並びに」に改める。

附則第21条の2の3第2項中「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等」を「株式等」に改め、「取得をしたものと」の次に「、同項第2号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあった非課税口座内上場株式等を取得した市民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時に、その払出し時の金額をもって当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと」を加える。

附則第21条の3第2項中「租税特別措置法」を「第37条の10第1項」に、「租税特別措置法第37条の11第6項の規定により読み替えて準用される同法」を「第37条の11第1項」に改める。

附則第50条から第51条までを削り、附則第52条を附則第50条とする。

(金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 金沢市税賦課徴収条例の一部を改正する条例(平成25年条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第21条の4の4を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第21条の6中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

附則第1条第2号中「次条第1項」を「附則第21条の4の3第5項及び第21条の6の改正規定並びに次条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第30条の4の改正規定及び次条第6項の規定 平成26年10月1日
- (2) 第1条中金沢市税賦課徴収条例附則第4条の3の2及び第21条の2の3第2項の改正規定並びに同条例附則第50条から第51条までを削り、同条例附則第52条を同条例附則第50条とする改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定 平成27年1月1日
- (3) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第68条の改正規定並びに附則第4条及び第6条(第1条の規定による改正後の金沢市税賦課徴収条例(以下「新条例」という。)附則第19条の3の2に係る部分を除く。)の規定 平成27年4月1日
- (4) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第18条、第35条の7第4項、第37条第1項及び第117条の18第1項の改正規定並びに同条例附則第19条の3の次に1条を加える改正規定並びに次条第5項、附則第5条及び第6条(新条例附則第19条の3の2に係る部分に限る。)の規定 平成28年4月1日
- (5) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第29条の2第5項の改正規定並びに同条例附則第21条の2第1項及び第21条の3第2項の改正規定並びに次条第3項及び第4項の規定 平成29年1月1日
- (6) 第1条中金沢市税賦課徴収条例第42条の4及び第42条の7の改正規定 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の施行の日
(市民税に関する経過措置)

第2条 新条例附則第4条の3の2の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第21条の2の3第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 3 新条例第29条の2第5項及び附則第21条の2第1項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第21条の3第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

5 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

6 新条例第30条の4の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第9条の2第1項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律(平成26年法律第4号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号。以下「新法」という。)附則第15条第2項第1号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新条例附則第9条の2第2項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第2号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第9条の2第3項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第2項第3号に規定する施設又は設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第9条の2第5項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第37項に規定する設備に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新条例附則第9条の2第6項の規定は、平成26年4月1日以後に取得される新法附則第15条第38項に規定する機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第68条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第5条 新条例附則第19条の3の2の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 平成15年10月14日以前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第19条の3の2の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の12月」とする。

第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第68条及び附則第19条の3の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

新条例第68条第2号イ	3,900円	3,100円
新条例第68条第2号ウ	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第19条の3の2の表以外の部分	第68条	金沢市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第38号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条
新条例附則第19条の3の2の表第68条第2号イの項	第68条第2号イ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条第2号イ
	3,900円	3,100円
新条例附則第19条の3の2の表第68条第2号ウの項	第68条第2号ウ	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第68条第2号ウ
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第39号

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例の一部を改正する条例

金沢市における企業立地及び中小企業構造の高度化の促進に関する条例（昭和58年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「除く。）」の次に「及び金沢港東部工業用地」を加える。

附 則

この条例は、平成26年7月1日から施行する。

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第40号

金沢市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

金沢市自転車等駐車場条例（平成3年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営鳴和バス停前自転車 駐車場	金沢市大樋町47番地1	自転車 原動機付自転車
金沢市営円光寺バス停前自転 車駐車場	金沢市円光寺2丁目121番地 先	自転車

別表第2 金沢市営上荒屋バス停前自転車駐車場の項の次に次のように加える。

金沢市営鳴和バス停前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで
金沢市営円光寺バス停前自転車駐車場	午前零時から午後12時まで

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第41号

金沢市ガス供給条例及び金沢市液化石油ガス供給条例の一部を改正する条例

（金沢市ガス供給条例の一部改正）

第1条 金沢市ガス供給条例（昭和60年条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第2第3項第2号中「226円96銭」を「227円17銭」に改め、同表第4項第2号中「224円96銭」を「225円17銭」に改め、同表第5項第2号中「212円46銭」を「212円67銭」に改め、同表第6項第2号中「210円63銭」を「210円84銭」に改め、同表第7項第2号中「205円63銭」を「205円84銭」に改める。

（金沢市液化石油ガス供給条例の一部改正）

第2条 金沢市液化石油ガス供給条例（昭和63年条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1第3項第1号イ中「421円83銭」を「422円36銭」に改め、同項第2号イ中「421円91銭」を「422円44銭」に改め、同項第3号イ中「400円68銭」を「401円21銭」に改め、同項第4号イ中「444円29銭」を「444円82銭」に改め、同表第4項第1号イ中「412円73銭」を「413円26銭」に改め、同項第2号イ中「412円81銭」を「413円34銭」に改め、同項第3号イ中「391円58銭」を「392円11銭」に改め、同項第4号イ中「435

円19銭」を「435円72銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年9月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市ガス供給条例の規定は、料金算定期間の末日が平成26年10月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の金沢市液化石油ガス供給条例の規定は、料金算定期間の末日が平成26年10月1日以後に属する料金算定期間の料金について適用する。

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第42号

金沢市火災予防条例の一部を改正する条例

金沢市火災予防条例（昭和37年条例第5号）の一部を次のように改正する。

目次中「第5章 避難管理（第35条—第42条）」を「第5章 避難管理（第35条—第42条）」を
第5章の2 屋外催しに係る防火
管理（第42条の2・第42条の3）に改める。

第18条第1項第9号の次に次の1号を加える。

(9)の2 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては、消火器の準備をした上で使用すること。

第19条第2項中「第9号」を「第9号の2」に改める。

第21条第2項及び第22条中「及び第9号」を「、第9号及び第9号の2」に改める。

第5章の次に次の1章を加える。

第5章の2 屋外催しに係る防火管理

（指定催しの指定）

第42条の2 消防長は、祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、対象火気器具等（令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを、指定催しとして指定しなければならない。

2 消防長は、前項の規定により指定催しを指定しようとするときは、あらかじめ、当該催しを主催する者の意見を聴かなければならない。ただし、当該催しを主催する者から指定の求めがあったときは、この限りでない。

3 消防長は、第1項の規定により指定催しを指定したときは、遅滞なくその旨を当該指定催しを主催する者に通知するとともに、公示しなければならない。

（屋外催しに係る防火管理）

第42条の3 前条第1項の指定催しを主催する者は、同項の指定を受けたときは、速やかに防火担当者を定め、当該指定催しを開催する日の14日前までに（当該指定催しを開催

する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては、防火担当者を定めた後遅滞なく)次に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに、当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

(1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。

(2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。

(3) 対象火気器具等を使用し、又は危険物を取り扱う露店、屋台その他これらに類するもの(第45条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。

(4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。

(5) 火災が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は、当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては、消防長が定める日までに)、前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第45条に次の1号を加える。

(6) 祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)

第49条に次の1号を加える。

(4) 第42条の3第2項の規定に違反して、同条第1項に規定する火災予防上必要な業務に関する計画を提出しなかった者

第50条中「法人の代表者」を「法人(法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人」に、「各本条に係る罰金刑」を「、同条の刑」に改め、ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日までに終了する催しについては、改正後の第5章の2の規定は、適用しない。

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年6月24日

金沢市長 山 野 之 義

◎金沢市条例第43号

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年条例第35号)の一部を

次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

階 級	勤 務 年 数					
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上
団 長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円
副 団 長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円
分 団 長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円
部 長 及 び 班 長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円
団 員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成26年4月1日以後に退職した消防団員（次項において「新条例の適用を受ける消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した消防団員については、なお従前の例による。
- 3 平成26年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける消防団員について支給された改正前の金沢市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の規定に基づく退職報償金は、新条例の規定に基づく退職報償金の内払とみなす。

平成26年(2014年)6月24日 印刷

平成26年(2014年)6月24日 発行

定価 120円

発行人

発行所

印刷所

石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄